



2026年4月期 第3四半期決算短信(日本基準)(連結)

2026年3月16日

上場会社名 株式会社トーシンホールディングス
コード番号 9444 URL <http://www.toshin-group.com/>

上場取引所 東

代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 石田 雅文
問合せ先責任者 (役職名) 取締役副社長兼管理部長 (氏名) 旭 萌々子

TEL 052-262-1122

配当支払開始予定日

決算補足説明資料作成の有無 : 無

決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2026年4月期第3四半期の連結業績(2025年5月1日～2026年1月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年4月期第3四半期	13,043	2.2	172	7.8	75	43.6	426	35.6
2025年4月期第3四半期	12,760	1.6	187	22.6	134	10.5	662	

(注) 包括利益 2026年4月期第3四半期 458百万円 (31.8%) 2025年4月期第3四半期 672百万円 (%)

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
	円銭	円銭
2026年4月期第3四半期	65.99	
2025年4月期第3四半期	102.45	

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円銭
2026年4月期第3四半期	24,174	2,877	11.6	445.17
2025年4月期	24,529	2,419	9.7	369.50

(参考) 自己資本 2026年4月期第3四半期 2,795百万円 2025年4月期 2,388百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円銭	円銭	円銭	円銭	円銭
2025年4月期		10.00			10.00
2026年4月期					
2026年4月期(予想)					

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 無

新規 社 (社名) 、 除外 社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(注) 詳細は、添付資料P.10「2. 四半期連結財務諸表及び主な注記 (3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項 (四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)」をご覧ください。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

以外の会計方針の変更 : 無

会計上の見積りの変更 : 無

修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

期末発行済株式数 (自己株式を含む)

期末自己株式数

期中平均株式数 (四半期累計)

2026年4月期3Q	6,536,800 株	2025年4月期	6,536,800 株
2026年4月期3Q	72,211 株	2025年4月期	71,621 株
2026年4月期3Q	6,464,755 株	2025年4月期3Q	6,465,048 株

添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 有 (義務)

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期連結貸借対照表	3
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	5
四半期連結損益計算書	5
四半期連結包括利益計算書	6
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(追加情報)	7
(特別注意銘柄の指定)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	10
(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)	10
(四半期連結損益計算書に関する注記)	10
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	10
(セグメント情報等の注記)	11

[期中レビュー報告書]

1. 経営成績等の概況

(1) 当四半期の経営成績の概況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、物価上昇による景気下押し要因はあったものの、所得環境改善を背景とした個人消費の回復や訪日外国人の増加など景気の緩やかな回復傾向がみられました。しかしながら、米国の関税政策の動向、世界的な資源・エネルギーおよび原材料価格の高騰、金利上昇ならびに物価上昇等による国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社グループは、強みである販売力を活かし、携帯ショップ運営、テナントビル及びマンションの賃貸及び管理、ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営といった長期的に安定した収益が期待できる事業に取り組んでおります。

当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高130億43百万円（前年同期比2.2%増）、営業利益1億72百万円（同7.8%減）、経常利益75百万円（同43.6%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益4億26百万円（同35.6%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（移動体通信関連事業）

携帯電話業界におきましては、携帯電話等販売市場では、2019年10月施行の電気通信事業法改正による事業者間の乗り換え円滑化の影響もあり各通信事業者間のMNP（他通信事業者からの乗り換え）競争が活況を呈しました。スマートフォンの高機能化に伴う価格高騰により、端末の買い替えサイクルは長期化傾向にあります。

このような環境の中、当社は積極的な販売促進活動を実施し、MNPを含めた新規顧客の獲得に注力しました。また、携帯電話の販売だけでなく、金融サービス、ポイントサービスやスマートフォンを活用した決済サービスを連携させながら提供することにより、お客様のご利用状況やリテラシーに合わせた多様なサービスの提供に注力しました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は、112億29百万円（前年同期比3.3%増）、セグメント利益は1億87百万円（前年同期は74百万円の損失）となりました。

（不動産事業）

不動産事業におきましては、品質と効率の向上を主眼に入居者様の快適な暮らしを最優先に心掛け、管理物件の定期清掃やメンテナンスを引き続き行うことで、入居率及び定着率の向上を図って参りました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は6億44百万円（前年同期比8.3%減）、セグメント利益は2億28百万円（同41.3%減）となりました。

（リゾート事業）

リゾート事業におきましては、大人数が集まるようなイベント企画や団体客によるコンペ企画等の復調傾向が続きました。しかしながら、資源高騰や原材料高騰等に伴う物価上昇の影響は依然続いております。

このような環境の中、コース改修工事におけるコースコンディションの上質化、施設内システム導入や新車の電磁誘導カート導入等の施設・設備の更新、接客サービスの向上を実施しました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は11億48百万円（前年同期比2.5%減）、セグメント利益は2億9百万円（同14.6%増）となりました。

（その他）

飲料水の販売やゴルフ用品の販売、太陽光発電事業、ゴルフレッスン施設「ゴルフリース」の運営を行っております。

(2) 当四半期の財政状態の概況

資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、241億74百万円となり、前連結会計年度末と比べて3億55百万円の減少となりました。これは、主に現金及び預金の減少によるものであります。

負債は212億96百万円となり、前連結会計年度末と比べて8億13百万円の減少となりました。これは、主に長期借入金と訂正関連費用引当金の減少によるものであります。

純資産は、28億77百万円となり、前連結会計年度末と比べて4億58百万円の増加となり、自己資本比率11.6%となりました。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2026年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,084,750	2,665,788
売掛金	2,822,318	3,421,857
商品及び製品	133,012	111,817
原材料及び貯蔵品	37,321	41,144
その他	196,761	965,693
貸倒引当金	△93,639	△93,639
流動資産合計	6,180,524	7,112,663
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,020,757	10,904,487
減価償却累計額	△3,701,753	△3,779,212
建物及び構築物 (純額)	6,319,004	7,125,274
土地	9,760,321	8,928,546
リース資産	651,781	691,504
減価償却累計額	△233,080	△265,800
リース資産 (純額)	418,701	425,704
建設仮勘定	1,120,720	—
その他	635,844	635,679
減価償却累計額	△578,739	△568,468
その他 (純額)	57,104	67,210
有形固定資産合計	17,675,851	16,546,736
無形固定資産		
	151,722	151,722
投資その他の資産		
投資有価証券	95,663	52,734
長期貸付金	35,776	32,690
敷金及び保証金	207,964	163,294
繰延税金資産	20,153	5,345
その他	147,138	99,767
投資その他の資産合計	506,696	353,831
固定資産合計	18,334,270	17,052,290
繰延資産		
社債発行費	14,793	9,544
繰延資産合計	14,793	9,544
資産合計	24,529,587	24,174,498

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2026年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,853,694	3,241,706
短期借入金	5,350,000	5,535,000
1年内返済予定の長期借入金	1,059,632	881,041
1年内償還予定の社債	150,000	40,000
未払金	197,978	632,860
リース債務	98,642	103,389
未払法人税等	366,074	261,759
賞与引当金	22,203	10,473
訂正関連費用引当金	407,583	59,400
その他	1,133,647	359,315
流動負債合計	10,639,457	11,124,945
固定負債		
社債	825,000	460,000
長期借入金	8,585,058	7,775,608
リース債務	430,883	423,930
繰延税金負債	665,176	649,499
退職給付に係る負債	23,400	136,566
役員退職慰労引当金	123,338	—
資産除去債務	22,592	22,594
デリバティブ債務	10,940	7,116
その他	784,555	696,382
固定負債合計	11,470,945	10,171,698
負債合計	22,110,402	21,296,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	742,099	742,099
資本剰余金	880,617	880,617
利益剰余金	773,586	1,200,195
自己株式	△49,885	△50,027
株主資本合計	2,346,418	2,772,884
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	42,371	21,647
その他の包括利益累計額合計	42,371	21,647
非支配株主持分	30,394	83,323
純資産合計	2,419,185	2,877,855
負債純資産合計	24,529,587	24,174,498

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
(四半期連結損益計算書)

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年5月1日 至 2025年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年5月1日 至 2026年1月31日)
売上高	12,760,471	13,043,069
売上原価	10,220,612	10,586,817
売上総利益	2,539,859	2,456,252
販売費及び一般管理費	2,352,535	2,283,447
営業利益	187,324	172,804
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,370	3,809
デリバティブ評価益	8,670	3,823
権利譲渡収入	23,221	—
その他	35,269	80,050
営業外収益合計	69,532	87,684
営業外費用		
支払利息	119,311	114,740
その他	3,035	69,875
営業外費用合計	122,347	184,616
経常利益	134,509	75,872
特別利益		
固定資産売却益	※1 1,078,460	※1 602,053
投資有価証券売却益	—	47,387
特別利益合計	1,078,460	649,440
特別損失		
減損損失	635	—
特別調査費用等	※2 67,241	—
特別損失合計	67,876	—
税金等調整前四半期純利益	1,145,093	725,313
法人税等	478,217	245,777
四半期純利益	666,875	479,536
非支配株主に帰属する四半期純利益	4,501	52,928
親会社株主に帰属する四半期純利益	662,374	426,608

(四半期連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年5月1日 至 2025年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年5月1日 至 2026年1月31日)
四半期純利益	666,875	479,536
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,857	△20,724
その他の包括利益合計	5,857	△20,724
四半期包括利益	672,732	458,811
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	668,231	405,883
非支配株主に係る四半期包括利益	4,501	52,928

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前題に関する注記)

当社グループでは、手元資金を上回る多額な有利子負債を有しており、当四半期連結会計期間末の当社グループの流動比率（＝流動資産/流動負債）は、63.9%となっております。このような財務状況の中、当第3四半期連結累計期間において、不適切会計による決算訂正により、借入契約のコバナンツに抵触することとなった上、不適切会計に関連した監査費用及び調査費用などの訂正関連費用や税務調査での追徴税額等の支払により、当社グループの資金繰りが悪化し、借入金の返済の継続が困難となったため、返済期限の延長を取引金融機関にお願いする事態が生じております。また、2026年2月17日付で、大株主の株式会社ジェットは名古屋地方裁判所に、当社現代表取締役の解任等を求める臨時株主総会招集許可申立てを行い、現在、名古屋地方裁判所により審問が行われております。このような当社大株主による株主権行使の動向から、当社の上場維持に向けた内部管理体制の改善を推し進めている現経営体制を継続的に維持できるか不透明な状況となっております。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前題に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、このような事象又は状況を解消するために、取引金融機関の金融支援を継続して頂けるよう今回の不適切会計問題を踏まえた内部管理体制の改善を早急に実施し、取引銀行との建設的な協議を継続してまいります。また、保有資産の売却により借入金の返済資金等を確保してまいります。

しかしながら、現時点においては、上記の対応策は実施途上であり、継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前題に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(追加情報)

(不適切会計の訂正について)

当社は、前任監査人からの指摘を受け、子会社株式会社トーシンモバイルでの2023年4月期から2024年4月期の移動体通信関連事業における二次代理店向け代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ財務報告用資料において二次代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在している疑義が判明致しました。当社は当該疑義についての真相を究明するため、2025年5月9日に第三者委員会を設置し調査を実施し、2025年8月29日付で第三者委員会から調査報告書を受領し、2025年9月4日に調査結果を公表しましたが、当該調査の結果、上記疑義は役員が関与した不正による虚偽表示であったことが判明した他、2020年4月期から2025年4月期第3四半期の決算においてグループ全体から多数の虚偽表示が発見されたため、当社は、これらの虚偽表示について今回訂正を行いました。また、第三者委員会の調査では、調査範囲の制約により、不正の動機を含めた全容解明には至りませんでした。経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動、ガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足などの内部管理体制の問題が明らかとなりました。

当社では第三者委員会の指摘や提言を受けた再発防止策の策定と実行が未了であり、訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証も完了しておりません。このため、今一度当社の決算・内部統制・ガバナンス等を専門的及び客観的な見地から検証し、過年度有価証券報告書等に関する問題の有無等を明確にするために、当第3四半期連結会計期間に、社内検証委員会を設置し、現在、社内検証委員会による検証作業が進められております。社内検証委員会による検証の結果、新たな虚偽表示が識別された場合には、四半期連結財務諸表に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があります。その影響を反映させる場合における四半期連結財務諸表項目及び金額並びに注記が明らかでないため四半期連結財務諸表には反映していません。

当社は、社内検証委員会による検証が実効的に実施されるよう全面的に協力してまいります。また、内部管理体制の改善に努め、必要な是正を図ってまいります。

（特別注意銘柄の指定）

当社は、2025年11月21日に、株式会社東京証券取引所より、当社株式を2025年11月22日を以って特別注意銘柄に指定し、上場契約違約金の徴求を行う旨についての通知を受けております。

特別注意銘柄指定の理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けています。

- ・上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書等において意見不表明等が記載され、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため（有価証券上場規程第503条第1項第2号b及びc）
- ・適時開示の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため（有価証券上場規程第503条第1項第3号）

株式会社トーシンホールディングス（以下「同社」という。）は、2025年8月29日に同社における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を受領した旨を開示し、同年10月31日に過年度の決算内容の訂正（以下「今回訂正」という。）を開示しました。

これらにより、同社グループにおいて、移動体通信関連事業の代理店精算（同社子会社から代理店への端末販売等の売上高と販売手数料等の支払高との精算）における売上高の過大計上や棚卸資産の過大計上などの不適切な会計処理が全社的に行われていたことが明らかになりました。当該不適切な会計処理は元経理担当取締役が深く関与し、一部については元代表取締役会長の重要な関与も認められました。

その結果、同社は、2020年4月期第1四半期から2025年4月期第3四半期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、それに伴う決算内容の訂正により、2023年4月期の営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の赤字を黒字に記載していたなど、決算内容を大幅に偽っていたことなどが判明しました。

今回訂正が行われた背景として、同社は2025年2月14日に過年度の決算内容の訂正（以下「前回訂正」という。）を開示していますが、前回訂正に先立つ第三者委員会による調査（以下「前回調査」という。）において明らかとなった元代表取締役会長の影響力と結果重視の企業風土の存在、会社全体のコンプライアンス意識の不足、取締役会及び監査役会の実効性欠如などに加えて、本件では主に以下の点が原因として認められました。

- ・自身の関与が認められた不適切な会計処理に関しても元代表取締役会長から自らの責任を自覚する発言がみられないなど、上場会社のトップとして要求される倫理観・誠実性を欠いた姿勢及び言動をとる元代表取締役会長の下で、同社グループはガバナンスの機能不全に陥っていたこと
- ・決算財務報告プロセスに係る内部統制には仕訳の承認統制及び職務分掌に重大な整備・運用上の不備が認められるほか、業務プロセスに係る内部統制についても整備・運用上の不備が散見され、全社的な内部統制においても重大な課題があるなど、内部統制について機能不全に陥っていたこと
- ・前回調査の実施中及び調査後においても不適切な行為が行われており、前回調査を受けたコンプライアンス意識の改善の姿勢がみられないことまた、同社が提出した2020年4月期から2024年4月期までの訂正後の有価証券報告書及び四半期報告書並びに2025年4月期の有価証券報告書、訂正後の半期報告書及び四半期決算短信に添付された監査報告書又は期中（四半期）レビュー報告書には、「意見を表明しない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されました

これらの開示及び提出等により、以下の事項が明らかになりました。

- ・意見不表明等に係る期間が6事業年度と長期に及ぶこと
- ・同社は2025年4月期有価証券報告書の延長後の提出期限までに本件訂正処理の正確性・網羅性について自主的な検証を完了させることができなかったこと
- ・第三者委員会から経営トップの倫理観・誠実性を欠いた姿勢や言動について指摘を受けた元代表取締役会長の処遇を含めた再発防止策の策定と実行が2025年4月期有価証券報告書の延長後の提出期限までに未了であったこと
- ・上記の他、第三者委員会の調査報告書においても、同社の内部管理体制やガバナンスについて多岐にわたる問題点が指摘されていること

以上のとおり、本件は、元代表取締役会長の倫理観・誠実性の欠如などにより、同社は全社的なガバナンスの機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、また、投資者が適切な投資判断を行うにあたっての前提となる有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書等の監査意見等が意見不表明等となったものであり、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、当社株式を特別注意銘柄に指定することとします。

また、本件は、上記背景のもと投資判断情報として重要性の高い決算情報について長期間にわたり誤った情報を公表し続けたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

なお、同社からは2025年5月16日に改善報告書の提出を受けていますが、同社は今後、特別注意銘柄として改めて内部管理体制等を改善することが求められることから、当該改善報告書に記載された改善措置の実施状況及び運用状

況を記載した報告書（改善状況報告書）の提出は不要とします。

②特別注意銘柄指定日

2025年11月22日（土）

③特別注意銘柄指定期間

2025年11月22日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。

ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限りです。）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求められ、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合にはその指定が解除されます。一方で、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合には上場廃止となります。

なお、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認めるものの、経過観察の対象銘柄に該当する場合には、最長3事業年度指定が継続され、その間同審査が行われます。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書に関する注記)

※1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年5月1日 至 2025年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年5月1日 至 2026年1月31日)
建物及び構築物	125,248千円	27,683千円
リース資産	－千円	－千円
土地	953,212千円	568,225千円
その他	0千円	6,144千円
計	1,078,460千円	602,053千円

※2 特別調査費用等

前第3四半期連結累計期間（自 2024年5月1日 至 2025年1月31日）

当社の連結子会社である株式会社トーシンモバイルにおいて、キャッシュ・バックの一部が未精算、未計上となっており、残高に誤謬が存在する疑いがあることが判明したことに伴い、第三者委員会による調査、訂正監査の実施、過年度の有価証券報告書の修正などの対応に係る費用を計上しております。

当第3四半期連結累計期間（自 2025年5月1日 至 2026年1月31日）

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年5月1日 至 2025年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年5月1日 至 2026年1月31日)
減価償却費	295,583千円	331,621千円

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2024年5月1日 至 2025年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	移動体 通信関連 事業	不動産 事業	リゾート 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,872,681	702,583	1,178,396	12,753,662	6,809	12,760,471
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	10,872,681	702,583	1,178,396	12,753,662	6,809	12,760,471
セグメント利益	△74,219	389,122	182,945	497,848	△22,328	475,519

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲料水の販売、ゴルフ用品販売、ゴルフレッスン施設収入、太陽光売電収入等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	497,848
「その他」の区分の利益	△22,328
セグメント間取引消去	—
全社費用(注)	△341,010
四半期連結損益計算書の経常利益	134,509

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、営業外収益及び営業外費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

固定資産の減損損失額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間（自 2025年5月1日 至 2026年1月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	移動体 通信関連 事業	不動産 事業	リゾート 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	11,229,884	644,128	1,148,642	13,022,654	20,415	13,043,069
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	11,229,884	644,128	1,148,642	13,022,654	20,415	13,043,069
セグメント利益	187,585	228,248	209,596	625,430	△2,363	623,067

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲料水の販売、ゴルフ用品販売、ゴルフレッスン施設収入、太陽光売電収入等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	625,430
「その他」の区分の利益	△2,363
セグメント間取引消去	—
全社費用(注)	△547,194
四半期連結損益計算書の経常利益	75,872

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、営業外収益及び営業外費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

固定資産の減損損失額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月16日

株式会社トーシンホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

結論の不表明

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社トーシンホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2025年11月1日から2026年1月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2025年5月1日から2026年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

結論の不表明の根拠

追加情報（不適切会計の訂正について）に記載のとおり、会社は、前任監査人からの指摘を受け、子会社株式会社トーシンモバイルでの2023年4月期から2024年4月期の移動体通信関連事業における二次代理店向け代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ、財務報告用資料において二次代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在している疑義が判明した。会社は当該疑義についての真相を究明するため、2025年5月9日に第三者委員会を設置し調査を実施し、2025年8月29日付で第三者委員会から調査報告書を受領し、2025年9月4日に調査結果を公表したが、当該調査の結果、上記疑義は役員が関与した不正による虚偽表示であったことが判明した他、2020年4月期から2025年4月期第3四半期の決算においてグループ全体から多数の虚偽表示が発見されたため、会社は、これらの虚偽表示について訂正を行った。また、第三者委員会の調査では、調査範囲の制約により、不正の動機を含めた全容説明には至らなかったが、経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動、ガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足などの内部管理体制の問題が明らかとなった。

当監査法人は、前連結会計年度の監査において、第三者委員会から経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動について指摘を受けた元経営者については経営者の誠実性について深刻な疑義が認められると判断したことから、上記の第三者委員会の調査結果を踏まえた監査対応を図ったものの、元経営者の処遇を含めた再発防止策の策定と実行が未了である上、会社では、今回の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証も未了であり、訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証について監査手続を完了できず、訂正処理の正確性や網羅性について十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。これらの監査範囲の重要な制約は前連結会計年度の監査における意見不表明の根拠となった。

当第3四半期連結会計期間において、会社では、決算や内部統制・ガバナンス等を専門的及び客観的な見地から検証し、過年度有価証券報告書等に関する問題の有無等を明確にするために社内検証委員会を設置し、過年度決算の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証を進めており、現時点でも、会社の検証作業は終了していない。自主的な検証の結果、虚偽表示が識別された場合には、四半期連結財務諸表に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があるが、当監査法人は、監査手続を完了できない状況が継続しており、監査範囲の重要な制約の解消には至っていない。

さらに、継続企業的前提に関する注記に記載のとおり、会社では、当第3四半期連結累計期間において、不適切会計による決算訂正を受け借入契約のコバナンツに抵触することとなった上、資金繰りが悪化し借入金の返済猶予を取引金融機関に要請する事態が継続している。また、会社大株主による株主権行使の動向から、上場維持に向けた内部管理体制の改善を推し進めている現経営体制を継続的に維持できるか不透明な状況となっている。これらのことから、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、取引金融機関の支援の前提と考えられる現経営体制の維持が不透明な状況となっていることや過年度決算の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証が未了であることから、当監査法人は経営者が継続企業を前提として四半期連結財務諸表を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

以上から、当監査法人は、上記の複数の監査範囲の制約を受け、前連結会計年度に引き続き、当第3四半期連結累計期間においても、四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる証拠を入手することができておらず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが四半期連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の四半期連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断した。その結果、上記の四半期連結財務諸表に修正が必要かどうかについて判断することができなかつた。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は四半期連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上